

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の服  
務の宣誓に関する条例

(平成23年4月1日)  
(条例第9号)

最終改正 令和4年3月22日条例第5号

(目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

**第2条** 新たに職員となった者は、管理者に対し宣誓書（別記様式）を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

ただし、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができる。

(権限の委任)

**第3条** この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、管理者が定める。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、管理者は、別段の定めをすることができる。

**附 則**

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月20日条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月22日条例第5号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨に則り民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印